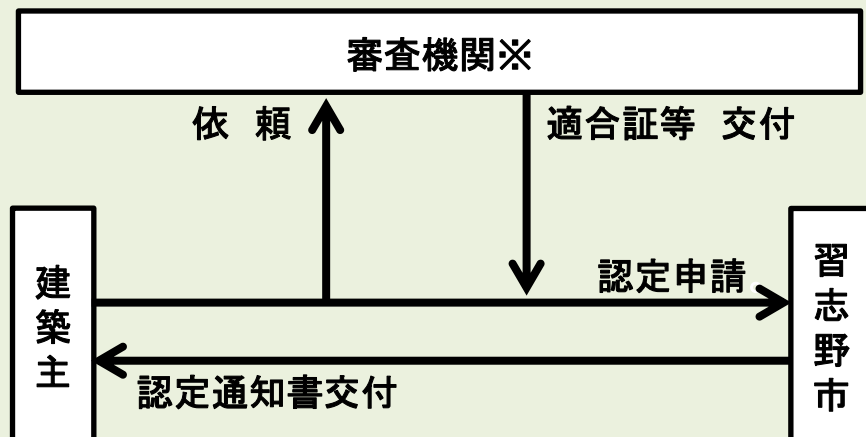


低炭素建築物新築等計画の認定手続きの流れ

申請者が審査機関の事前審査を経て、市役所へ認定申請を行う場合

※ この場合、認定申請手数料が減額されます。



※「審査機関」とは、次に掲げる機関を言います。

- ・「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」
…建築物省エネ法第15条第1項に規定する機関
- ・「登録住宅性能評価機関」
…住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する機関

直接、習志野市へ認定申請を行う場合

